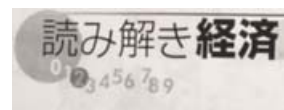


障害者への「配慮」

表題は朝日新聞 4 月 22 日「読み解き経済」。「障害と経済」を研究する東京大の松井彰彦教授が「まず本人に聞いてみよう」と語る。障害者差別解消法施行から 1 カ月の今日、抜粋して紹介したい。



4 月 1 日に障害者差別解消法が施行された。これは日本が 2014 年 1 月に批准した国連の障害者権利条約にあわせて整備された国内法である。従来型の差別禁止に加え、「合理的配慮の提供」を公的機関の義務（民間は努力義務）とした点が大きな変化である。考え方も障害を個人の属性と考える「医学モデル」から脱皮し、障害は一部の個人の社会参加を阻む社会の側にあるという「社会モデル」を取り入れている。

19 世紀、遺伝性のろう者が多かった米国マサチューセッツ州沖合のある島では、手話が主要言語であった。言語は、みんなが使うものを自分も使う。この島ではろう者は言葉が話せない「障害者」ではなく、「ふつう」の人であり、耳が聴こえないことは単に個人の個性の一部に過ぎなかったという。NPO 法人障害平等研修フォーラムは、差別解消法についての研修用に DVD をつくった。街で見かけた障害者が落としたハンカチを渡そうと後を追いかけた女の子が、障害者と非障害者が反転する世界に迷い込む、という設定だ。手話ができない女の子はその世界では「障害者」だ。手渡された案内は点字のため読めない。車椅子ユーザーでないと危ないからと、エレベーターに乗せてもらえない。米国の事例や DVD が私たちに伝えようとしていることは、非障害者は「配慮が必要ない人」ではなく、「配慮されてきた人」であるということである。同様に、障害者は「配慮が必要な人」ではなく、「配慮の格差」に直面してきた人なのである。

災害時には、配慮の格差が拡大する。先週、九州中部を大地震が襲った。多くの尊い命が犠牲になり、20 万人もの方々が避難生活を強いられる。東日本大震災のときと同様、その中には障害のある人もいる。5 年前は知的障害児や発達障害児たちが周りに迷惑をかけるという理由で、避難所を渡り歩くという事態が生じた。今回、配慮の格差は縮まったであろうか。あるとき初めて会う障害者に対する配慮をどうすればよいか専門家に尋ねた。「ご本人に聞くのがいいでしょう」。その言葉を聞いた瞬間、肩の荷がふっと下りた。わからないことは聞けばいい。そのうえでできることはやる。難しいことは話し合う。権利条約の理念は「Nothing about us without us! (私たち抜きに私たちのことをきめないで!）」である。対話を通じてお互いのニーズを探ることの大切さは全ての人間関係に共通したものである。まずはそこから始めることで、みなが配慮される社会に近づいていくのではないだろうか。

(2016 年 5 月 1 日)